二　収益を理解するための基礎となる情報
三　当該営業期間及び翌営業期間以降の収益の金額を理解するための情報
2　前項に掲げる事項が第六十一条の規定により注記すべき事項と同一であるときは、同項の規定による当該事項の注記を要しない。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（特定目的信託財産の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の特定目的信託財産の計算に関する規則（次項において「新特定目的信託財産計算規則」という。）第七条第二項及び第九条の二の規定は、令和三年四月一日以後に開始する計算期間に係る計算書類について適用し、同日前に開始する計算期間に係るものについては、なお従前の例による。

2　新特定目的信託財産計算規則第七条の四の規定は、令和三年三月三十一日以後に終了する計算期間に係る計算書類について適用し、同日前に終了する計算期間に係るものについては、なお従前の例による。

（投資信託財産の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の投資信託財産の計算に関する規則（以下この条において「新投資信託財産計算規則」という。）第五十五条の三第十四号、第五十五条の五第二項及び第五十五条の十の二（これらの規定を新投資信託財産計算規則第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、令和三年四月一日以後に開始する計算期間に係る計算書類について適用し、同日前に開始する計算期間に係るものについては、なお従前の例による。

2　新投資信託財産計算規則第五十五条の三第四号及び第五十五条の五の四（これらの規定を新投資信託財産計算規則第六十二条において準用する場合を含む。）の規定は、令和三年三月三十一日以後に終了する計算期間に係る計算書類について適用し、同日前に終了する計算期間に係るものについては、なお従前の例による。

（特定目的会社の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第三条の規定による改正後の特定目的会社の計算に関する規則（次項において「新特定目的会社計算規則」という。）第四十九条第十八号、第五十二条第二項及び第六十条の二の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る計算書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

2　新特定目的会社計算規則第四十九条第五号及び第五十二条の四の規定は、令和三年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る計算書類について適用し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

（投資法人の計算に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第四条の規定による改正後の投資法人の計算に関する規則（次項において「新投資法人計算規則」という。）第五十八条第十九号、第六十一条第二項及び第六十九条の二の規定は、令和三年四月一日以後に開始する営業期間に係る計算書類について適用し、同日前に開始する営業期間に係るものについては、なお従前の例による。

2　新投資法人計算規則第五十八条第五号及び第六十一条の四の規定は、令和三年三月三十一日以後に終了する営業期間に係る計算書類について適用し、同日前に終了する営業期間に係るものについては、なお従前の例による。

府令・省令

○内閣府令・財務省令・経済産業省令第三号

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）及び関係法律の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　義偉
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　梶山　弘志

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。